

## 令和2年度千葉市次世代自動車等導入事業補助金 のご案内

千葉市では、次世代自動車の普及を促進するため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、一般住宅用充電設備（V2H）を購入した方に補助金を交付します。

対象自動車	補助金額	受付方法	募集期間
次世代自動車 (EV、PHV)	1台あたり 5万円	抽選 (※)	令和2年7月1日(水) ～令和2年7月31日(金) (土・日・祝日を除く)
一般住宅用充電設備 (V2H)	補助対象経費の1/3 (上限20万円)		
次世代自動車及びV2H の同時申請	V2Hの補助対象経費 の1/3+10万円 (上限30万円)		

※補助予定件数に達しない場合は、追加募集を行います。

### 令和元年度からの主な変更点

#### 【次世代自動車】

- ・プラグインハイブリッド車（PHV）を補助対象に追加しました。
- ・EV 及び PHV の補助金額を **5万円** に変更しました。
- ・補助予定件数を EV 及び PHV **各25件** に変更しました。
- ・補助要件に「**急速充電器対応**」であることを追加しました。

#### 【一般住宅用充電設備（V2H）】

- ・一般住宅用充電設備（V2H）を補助対象に追加しました。
- ・次世代自動車と一般住宅用充電設備を同時申請した場合に補助金額に上乗せを行います。

## 1 補助対象

補助の対象となる自動車は、次の要件の全てに該当する次世代自動車（※）とします。

- (1) 補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したものであること。
- (2) 販売店に対する支払が完了しているものであること。
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所となるものであること。
- (4) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が令和2年4月1日から令和2年7月31日までの日付となるものであること。
- (5) 急速充電器に対応していること。

※ 4輪の電気自動車及びプラグインハイブリッド車（小型特殊車両・大型特殊車両を除く）に限ります。

補助の対象となるV2Hは、次に掲げる要件の全てに該当する設備とします。

- (1) 補助金の交付を受けるにあたり、新たに購入したものであること。
- (2) 販売店に対する支払が完了しているものであること。
- (3) 次のいずれかに該当する住宅に設備を設置すること。
  - ア 申請者自らが所有し、かつ居住する住宅
  - イ 第三者が所有し、申請者自らが居住する住宅
- (4) 設置の工事開始日及び完了日が令和2年4月1日から令和2年7月31日までの日付となるものであること。

## 2 補助対象者

次世代自動車の補助金を受けようとする方は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 千葉市に住民票があること。
- (2) 補助対象自動車等を購入し、所有・使用している者であること（※）。

※ 所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合も対象です。
- (3) 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税（延滞金含む。）の滞納がないこと。
- (4) 過去に、当該車両及び設備について市から補助金等を受けていないこと（※）。

※ 他に補助金等を受けていることが判明した場合、この補助金を受けることができません。また、申請時には、他に市から補助金等を受けていないか、市で審査を行うことに同意していただきます。

なお、補助金の交付後に同一の自動車について市が行う他の補助金等の交付を申請した場合は、交付決定の取消し対象となります。
- (5) 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること

一般住宅用充給電設備（V2H）の補助金を受けようとする方は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 千葉市に住民票があること。
- (2) 補助対象設備を自らが居住する住宅に導入し、使用している者であること（※）。

- (3) 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税（延滞金含む。）の滞納がないこと。
- (4) 過去に、当該車両及び設備について市から補助金等を受けていないこと（※）。  
※ 他に補助金等を受けていることが判明した場合、この補助金を受けることができません。また、申請時には、他に市から補助金等を受けていないか、市で審査を行うことに同意していただきます。  
なお、補助金の交付後に同一の自動車について市が行う他の補助金等の交付を申請した場合は、交付決定の取消し対象となります。
- (5) 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること。

### 3 補助金の額と交付予定台数

#### (1) 次世代自動車

- 補助対象経費：車両本体の購入に係る経費  
※車両本体価格から車両本体値引価格を引いた価格（オプション価格等は含みません）。
- 補助金の額：1台あたり5万円
- 交付予定件数：電気自動車25件、プラグインハイブリッド車25件

#### (2) 一般住宅用充給電設備（V2H）

- 補助対象経費：設備本体の購入に係る経費 ※設備本体価格及び工事費。
- 補助金の額：補助対象経費の1/3（上限20万円）
- 交付予定件数：5件

#### (3) 次世代自動車及び一般住宅用充給電設備（V2H）の同時申請

- 補助対象経費：車両本体の購入に係る経費及び設備本体の購入に係る経費
- 補助金の額：「V2H補助対象経費の1/3+10万円」（上限30万円）
- 交付予定件数：5件

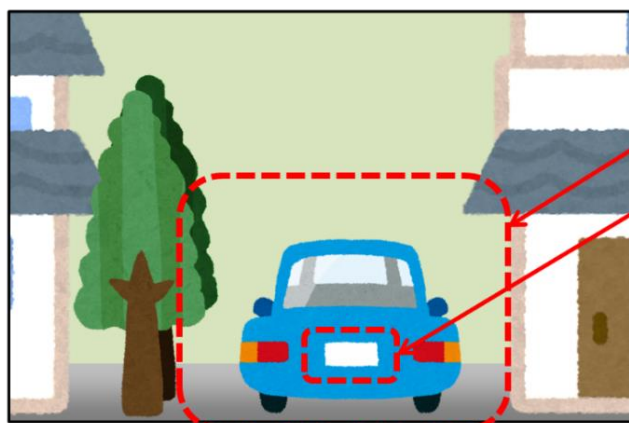
## 4 交付の申請

### (1) 提出書類

1	千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付申請書（様式第1号） <b>記載例1</b>
2	住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は省略可）
3	自動車検査証の写し（次世代自動車の場合のみ）
4	当該自動車等の仕様が確認できるカタログ又は仕様書の写し ※次世代自動車の場合は、車種・クラスや車名型式等の主要諸元が記載されているものをご提出ください。
5	契約書、注文書等の当該自動車等の購入に係る契約が確認できる書面の写し ※ 契約書や注文書の中に契約者・発注者名や契約金額の内訳等が記載されているものをご提出ください。記載されていない場合は、その内訳を明らかにする書類を添付してください。 ※【急速充電器対応機能がオプションの場合】契約書や注文書の中にオプションの内容が記載されているものをご提出ください。記載されていない場合は、その内容を明らかにする書類を添付してください。
6	当該自動車等の購入に係る領収書の写し <b>記載例2</b> 及び <b>記載例3</b> ※ 販売店から発行されたものの写しをご提出ください。振込票等は受理できません。 ※ ローンによる支払い分に対して、販売店から申請者に領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し（ただし、但し書き等で申請者の氏名及び申請車両等が確認できるものに限り。） ※ 領収書に、「但し書き」、「入金種別」等が正しく記載されているかご確認ください。正しく記載されていない場合は受理できないことがありますので、必ず記載例をご確認ください。
7	補助対象自動車等の支払いに係る領収内訳書 <b>記載例4</b> 及び <b>記載例5</b> ※ 原本の提出が必須です。 ※ 千葉市ホームページから書式をダウンロードして作成してください（領収書の発行者（販売店等）が作成したもののみ有効です）。 ※ 宛先は申請者名を記載してください。 ※ 領収金額の内訳や、費用等の内訳が記載されたものをご用意ください（契約書・発注書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください）。 ※ 社印等が押印されていること（認印・契約専用印等は不可）。 ※ 書類内容に誤記等があった場合は、改めて書類を提出していただきます。
8	当該自動車等を保管場所または設備場所において撮影したカラー写真 ※ 写真の撮影要件は、次ページの「写真撮影要件」をご確認ください。
9	ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合 保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険※）の写し（次世代自動車の場合のみ） ※ 自動車損害賠償責任保険（自賠責）は受理できません。
10	急速充電対応を確認する書類
11	EVマッチングネットワークに関するアンケート
12	その他市長が必要と認める書類
13	千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付請求書（様式第4号） <b>記載例6</b>
14	振込依頼書 <b>記載例7</b>

なお、交付申請書類受付後に、千葉市職員が現地調査を行う場合がありますのでご了承下さい。敷地内及び住宅内に設置した機器等の確認・写真撮影を行う場合は、事前にご連絡した上で、お伺いします。

### 写真撮影要件（次世代自動車の場合）



【写真撮影例】

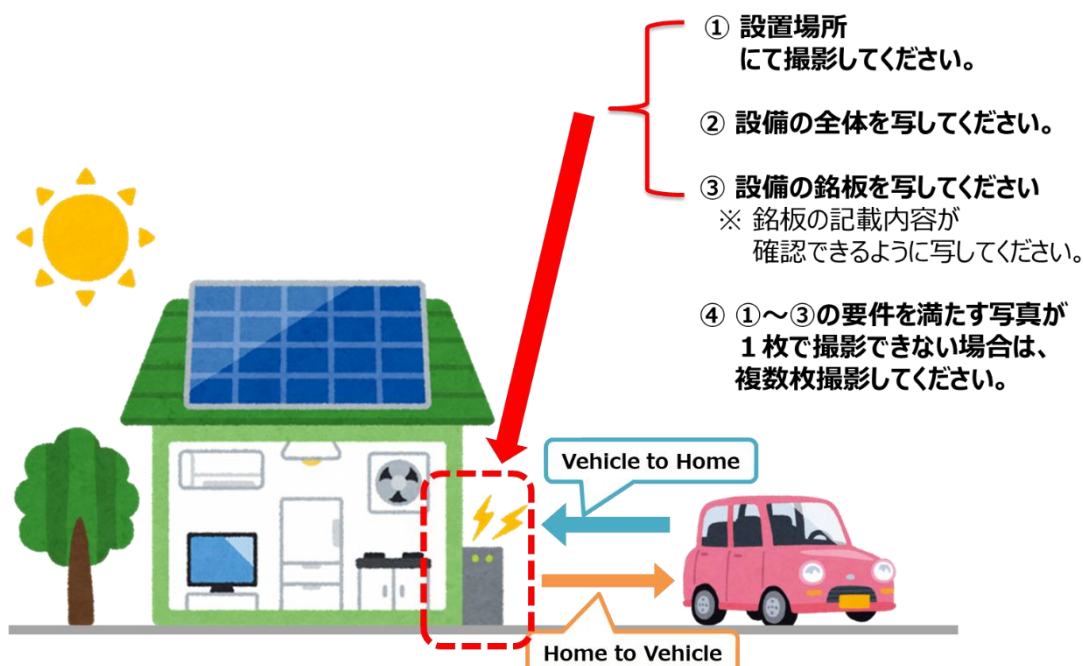
- ① 保管場所（車庫・駐車場等）にて撮影してください。
- ② 車の全体を写してください。
- ③ 車のナンバープレートと急速充電インレットを写してください。  
※ ナンバープレートの記載内容が確認できるように写してください。
- ④ ①～③の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。



#### 【例】車のナンバープレートと急速充電インレットが同時に撮影できない場合

- ① 保管場所において車の全体及びナンバープレート（記載内容がわかる）の写真
- ② 急速充電インレットが車に搭載されていることがわかる写真

### 写真撮影要件（一般住宅用充給電設備（V2H）の場合）



- ① 設置場所にて撮影してください。
- ② 設備の全体を写してください。
- ③ 設備の銘板を写してください  
※ 銘板の記載内容が確認できるように写してください。
- ④ ①～③の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。



## (2) 申請受付期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）（土・日・祝日を除く。）

〈受付時間：9：00～17：00〉

抽選にて補助対象者を決定します。

不足・不備等がないように、よくご確認ください。

申請書類にご不明点等がある場合には、提出前に一度お問合せください。

※ 審査期間は、不備なく申請書類が揃ってから約6週間となります。

審査を経て交付決定となった後に、振込手続きを行います。

## (3) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

## (4) 提出先・お問合せ

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199

## 5 処分の制限について

この補助金の対象となった次世代自動車等を、以下の処分制限期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※ 「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

補助対象	処分制限期間
次世代自動車	4年
一般住宅用充給電設備（V2H）	6年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「次世代自動車等処分承認申請書（様式第8号）」を提出してください。

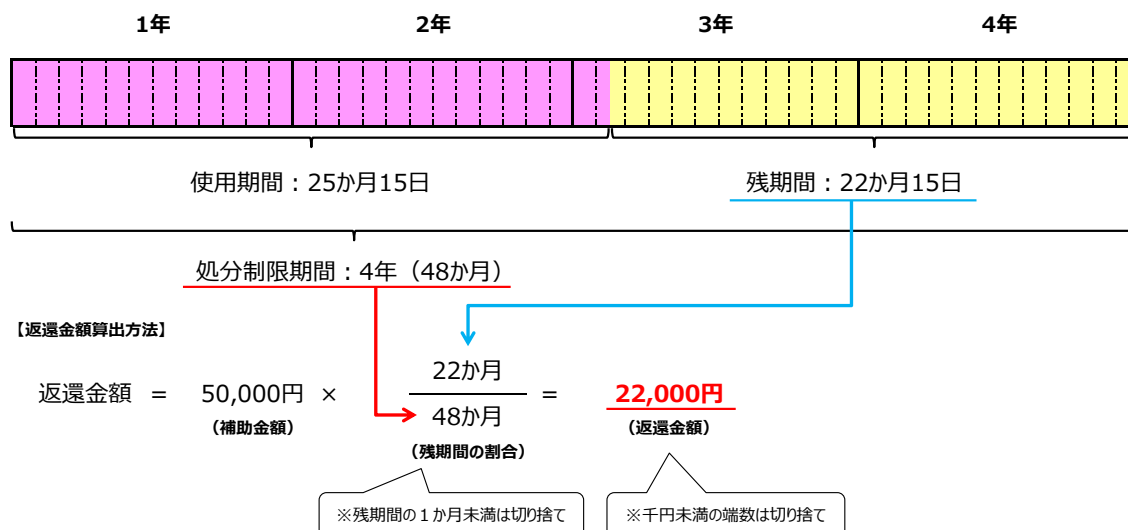
また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください（返還金額の算出は次ページの「返還金額について」をご確認ください）。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

## ■返還金額について

返還金額は、補助対象自動車等の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額となります。

【返還金額算出例（次世代自動車）】 25か月15日使用した後に、処分しようとする場合



## 6 注意事項

- (1) 各提出書類の氏名欄には、申請者の方の自署が必要です。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届（様式第11号）を提出することにより、手続の代行を補助対象自動車等を販売する者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (3) (2)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (4) 提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いかねます。
- (5) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

### 【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階  
千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室  
電話 043-245-5199 F A X 043-245-5553  
E-mail kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

